

申 請 者 各 位

埼玉県熊谷県土整備事務所長（公印省略）

着工届・仮復旧届・完了届の提出について（依頼）

日頃、本県の道路管理行政につきましては、多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、道路工事施行承認又は道路占用許可等に伴う工事については、その前後において標記届出の提出をお願いしているところです。特に、完了届（自然転圧期間を設ける場合には仮復旧届も）については、当該工事が適正に実施されたかを検査するため、各工程における写真の添付を併せて依頼しております。

しかし、昨今、適正な工事とは認め難い写真の提出や、一部工程の写真撮影を失念しているケースが多く見受けられます。

そのため、今般、各届出手続き（主に添付写真）について改めて皆様に周知いたしますので、遺漏のないよう徹底した対応を賜りますようお願いいたします。

記

1 届出の提出時期（各1部）

- 着工届 : 工事の着手前（写真の添付は不要）
仮復旧届 : 工事の仮復旧をした場合には遅滞なく（写真の添付が必要）
完了届 : 工事の完了後に遅滞なく（写真の添付が必要）

2 写真の撮り忘れが多い工程

- 舗装版切除時の濁水、粉じんの回収及び側溝への目張り状況（垂れ流しだと廃棄物の不法投棄疑惑）
アスファルトの温度管理状況（到着時、敷均時、初期転圧時、解放時）
現状の構造物に合わせて物件ごとに課された、個別の施工条件に係る写真（特定部位の施工前後等）

3 主として適否の判断に不十分な写真

写真内容	理由
乳剤散布途中の写真しかない	壁面を含む全面に、隙間なく散布する必要があるが、振り撒いている途中の写真だけでは、それが判断できない。
湿った路面の施工写真	路面が湿っていたり、霧雨のように水滴でぼやけた写真では、降雨の状況でも舗設してしまったという恐れを払拭できない。
側溝や縁石下部の施工写真	土揚げがないように埋め戻し、転圧する必要があるが、部分的な写真や、細部まで確認できないような写真では、それが判断できない。
暗い写真やピントが合っていない写真	目盛りが見えなかったり、構造物の詳細が確認できない場合は、不適切な施工を隠蔽しようとしている恐れを払拭できない。 カラーコピーのカラーコピーなどは見づらいため、提出前に自ら確認すること。
カッター線の処理状況の写真	コーナー部分などの余剰切断部については、適切にシールコート処理をする必要がある。 なお、仮復旧をする場合には、本復旧範囲も一緒に切断することは認めていない。

4 上記のような不十分な添付写真や、写真の不備がある場合

検査不合格となり、再施工して改めて写真撮影していただきます。

担当：埼玉県熊谷県土整備事務所 管理担当
電 話 048-533-8771
FAX 048-530-1270